

役員報酬規程

社会福祉法人亀泉会

社会福祉法人亀泉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀泉会(以下「当法人」という)定款第8条および第22条、ならびに評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)常勤役員等(<法人における常勤役員の定義>の者)については、報酬を支給する。

(2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

遠隔地(旅行区間の片道が100キロメートル以上)の役員等については旅費規程に基づき、旅費の実費相当額を別途支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表1に定める額

(2)常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料等)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表2に定める額

(2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料等)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は翌月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第3条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における辞任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 別表 1-1
副理事長	月額 別表 1-2

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,252 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,252 円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	8,252 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,252 円

(3) 監事

	日額
評議員会・理事会への出席	8,252 円
監事監査への出席	8,252 円
評議員選任・解任委員会への出席	8,252 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,252 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	8,252 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,252 円

備考：別表 2 の報酬額は、所得税を差し引いて支払うものとする。

別表1-1 基本給表

役職名:理事長

級	役 特 級
号	基 本 給
1	1,000,000
2	1,100,000
3	1,200,000
4	1,300,000
5	1,400,000
6	1,500,000
7	1,600,000
8	1,700,000
9	1,800,000
10	1,900,000
11	2,000,000
12	2,100,000
13	2,200,000
14	2,300,000
15	2,400,000
16	2,500,000
17	2,600,000
18	2,700,000
19	2,800,000
20	2,900,000
21	3,000,000

(単位:円)

別表1-2 基本給表

役職名:副理事長

級	役 特 級	級	役 特 級
号	基 本 給	号	基 本 給
1	700,000	21	1,700,000
2	750,000	22	1,750,000
3	800,000	23	1,800,000
4	850,000	24	1,850,000
5	900,000	25	1,900,000
6	950,000	26	1,950,000
7	1,000,000	27	2,000,000
8	1,050,000	(単位:円)	
9	1,100,000		
10	1,150,000		
11	1,200,000		
12	1,250,000		
13	1,300,000		
14	1,350,000		
15	1,400,000		
16	1,450,000		
17	1,500,000		
18	1,550,000		
19	1,600,000		
20	1,650,000		